

令和4年4月19日

横浜市長
山中 竹春 様

横浜市公共事業評価委員会
委員長 森地 茂

令和3年度 第2回横浜市公共事業評価委員会の審議結果について

横浜市公共事業評価委員会は、令和3年度第2回横浜市公共事業評価委員会において、横浜市附属機関設置条例に定める担当事務に基づき、事後評価2件、事前評価6件を審議した結果、評価案件について審議結果のとおりとしました。

1 委員会の開催経過

第2回委員会：令和4年2月22日(火) 午前9時30分から午前11時50分まで

	評価	事業名	所管局	審議結果
健福・建築 - 1	事後評価	寿町総合労働福祉会館再整備事業	健康福祉局 ・ 建築局	施設内容は 妥当、ただ し計画・設 計プロセス に課題あり
市民- 1	事後評価	港南区総合庁舎整備事業	市民局	妥当
教育- 1	事前評価	学校施設の建替事業（戸塚小学校）	教育委員会 事務局	妥当
教育- 2	事前評価	学校施設の建替事業（矢向小学校）	教育委員会 事務局	妥当
教育- 3	事前評価	学校施設の建替事業（菊名小学校）	教育委員会 事務局	妥当
教育- 4	事前評価	学校施設の建替事業（吉原小学校）	教育委員会 事務局	妥当
教育- 5	事前評価	学校施設の建替事業（今宿小学校）	教育委員会 事務局	妥当
教育- 6	事前評価	学校施設の建替事業（つつじが丘小学校）	教育委員会 事務局	妥当

2 意見具申

(健福・建築－1)【事後評価】寿町総合労働福祉会館再整備事業

事業費が大幅に増額した要因を精査し、今後の基本計画の改善を図ること。また、基本計画・基本設計・実施設計の3段階となっている事業の進め方を必ずしも標準とするのではなく、事業特性に応じた、臨機応変な対応について検討すること。

(教育－1～6)【事前評価】学校施設の建替事業（戸塚小学校、矢向小学校、菊名小学校、吉原小学校、今宿小学校、つつじが丘小学校）

関係部局と十分に協議し、地域防災拠点として、防災対策に係る設計上の配慮（スフィア基準、災害時の拠点までのアプローチ、物資の備蓄スペース、調整池、屋上緑化の保水機能等）をすること。

横浜市公共事業評価委員会 委員

(敬称略・50音順)

委員名	現職名	専門分野
(いしかわ えいこ) 石川 永子	横浜市立大学 国際教養学部 都市学系 准教授	都市防災、復興まちづくり 都市計画・建築計画
(かまた もとゆき) 鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 理工学科 准教授	衛生工学、水道工学
(たなか いねこ) 田中 稲子	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院 准教授	建築環境工学 住環境
(なかむら ふみひこ) 中村 文彦	東京大学 大学院 新領域創成科学研究科 特任教授	都市交通計画、交通施設計画 都市計画、地域計画
(むろた まさこ) 室田 昌子	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	都市計画 市街地・コミュニティ再生
(もちづき まさみつ) 望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授 学校法人関東学院 常務理事	財政学、公共経済
(もりち しげる) ◎ 森地 茂	政策研究大学院大学 客員教授、名誉教授	社会基盤工学 国土政策、交通政策
(よこた しげひろ) 横田 樹広	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 准教授	都市生態計画 緑地保全・創出
(わしづ あゆ) 鷺津 明由	早稲田大学 社会科学総合学院 教授	産業関連論 環境影響評価、環境政策

(令和4年3月31日まで)

◎…横浜市公共事業評価委員会 委員長

令和3年度第2回横浜市公共事業評価委員会 会議録			
日 時	令和4年2月22日(火) 9時30分から11時50分		
開催場所	新市庁舎18階 さくら14 (WEB会議)		
出席委員	森地茂委員長 石川永子委員、鎌田素之委員、田中稲子委員、中村文彦委員、室田昌子委員 望月正光委員、横田樹広委員 (50音順)		
欠席委員	鷺津明由委員		
事務局	財政局公共施設・事業調整室 鈴木室長、公共施設・事業調整課 山本課長		
説明者 (事務局以外)	2(1) 建築局住宅部	漆原部長	
	建築局市営住宅課	寺口担当課長	※以下(建築局)
	2(2) 市民局地域施設課	八子課長	※以下(市民局)
	2(3) 教育委員会事務局 教育施設課	山本担当課長	※以下(教育委)
	2(4) 教育委員会事務局 教育施設課	山本担当課長	※以下(教育委)
	2(5) 教育委員会事務局 教育施設課	山本担当課長	※以下(教育委)
	2(6) 教育委員会事務局 教育施設課	山本担当課長	※以下(教育委)
	2(7) 教育委員会事務局 教育施設課	山本担当課長	※以下(教育委)
	2(8) 教育委員会事務局 教育施設課	山本担当課長	※以下(教育委)
開催形態	公開(傍聴0人、報道機関1人)		
議 題	<p>II 議事</p> <p>1 報告</p> <p>(1) 道路部会の審議結果について</p> <p>2 審議</p> <p>(1) [事後評価] 寿町総合労働福祉会館再整備事業 [健福・建築局]</p> <p>(2) [事後評価] 港南区総合庁舎整備事業 [市民局]</p> <p>(3) [事前評価] 学校施設の建替事業(戸塚小学校) [教育委員会事務局]</p> <p>(4) [事前評価] 学校施設の建替事業(矢向小学校) [教育委員会事務局]</p> <p>(5) [事前評価] 学校施設の建替事業(菊名小学校) [教育委員会事務局]</p> <p>(6) [事前評価] 学校施設の建替事業(吉原小学校) [教育委員会事務局]</p> <p>(7) [事前評価] 学校施設の建替事業(今宿小学校) [教育委員会事務局]</p> <p>(8) [事前評価] 学校施設の建替事業(つつじが丘小学校) [教育委員会事務局]</p> <p>3 その他</p>		
決定事項	<p>2(1) 寿町総合労働福祉会館再整備事業</p> <p>・意見具申として「事業費が大幅に増額した要因を精査し、今後の基本計画の改善を図ること。また、基本計画・基本設計・実施設計の3段階となっている事業の進め方を必ずしも標準とするのではなく、事業特性に応じた、臨機応変な対応について検討すること。」とした。事後評価(案)について「施設内容は妥当、ただし計画・設計プロセスに課題あり」とした。</p>		
	<p>2(2) 港南区総合庁舎整備事業</p> <p>・意見具申なしとした。事後評価(案)について「妥当」とした。</p>		

	<p>2 (3) 学校施設の建替事業 (戸塚小学校)</p> <p>2 (4) 学校施設の建替事業 (矢向小学校)</p> <p>2 (5) 学校施設の建替事業 (菊名小学校)</p> <p>2 (6) 学校施設の建替事業 (吉原小学校)</p> <p>2 (7) 学校施設の建替事業 (今宿小学校)</p> <p>2 (8) 学校施設の建替事業 (つつじが丘小学校)</p> <p>・意見具申として「関係部局と十分に協議し、地域防災拠点として、防災対策に係る設計上の配慮 (スフィア基準、災害時の拠点までのアプローチ、物資の備蓄スペース、調整池、屋上緑化の保水機能等) をすること」とした。</p> <p>事業実施 (案) について「妥当」とした。</p>
議 事	<p>はじめに</p> <p>(事 務 局) 今回の委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点などから、WEB 会議形式とすることを説明</p> <p>委員会成立の定足数5名に達しており、会議が成立していることを報告 会議を公開することについて確認</p> <p>II 議事</p> <p><u>1 (1) 道路部会の審議結果について</u></p> <p>(事 務 局) 議事II 1 (1)について</p> <p>1月24日開催の道路部会では、再評価4事業と試行的に実施した事前評価1事業を対象に審議を行った。再評価では事業継続の必要性などを、また事前評価では事業実施の妥当性などについて議論し、異論はなかった。なお、事前評価案件については、滞りなく審議が行われたことから、今後も同様の案件は道路部会で取り扱うことについて事務局から提案し、道路部会の委員から了承を頂いた。</p> <p>(委 員 長) 部会長を務められた中村委員から補足説明はあるか。</p> <p>(中村委員) 先の報告のとおりである。交通安全対策に係る部分で予算をある程度確保できることとなり、事業の進捗が良くなりつつあるとの印象を受けた。</p> <p>(委 員 長) 本案件については以上</p> <p><u>2 (1) 寿町総合労働福祉会館再整備事業について</u></p> <p>(建 築 局) 議事II 2 (1)について説明</p> <p>(委 員 長) 各委員に対し配付資料に関する説明を若干補足したい。調書 (案) 2ページの要因の変化と5ページの今後に向けた検討項目・改善点の欄の記載について委員長として事前に説明を受けた時に、元々基本計画では設備条件が分かっていたいなかった、また高さ制限が分からなかったということにより、変更が生じたという話があった。そして、基本計画段階ではそれらが分からず、基本設計段階で高さあるいは設備を適切に対応したとの説明があったので、建築物を設計する前、計画を立てる時に、例えば、あなたが家を建てる時に、</p>

高さ制限が分からないでやりますかと、さらに調書（案）最終ページにこれからは高さをしっかりと見てやりますとの記載がある。そこで、この記載は明らかに、常識外れか、あるいは当委員会を馬鹿にしているかどちらかであると伝えたところ、事業実施局から表現が間違っていたので表現を変更させてほしいとの話があった。そのようなことをすると、今後事前に資料を見て言ったことに対して、どのようなことでも表現が違いましたと言い、記載を変更されては当委員会では何を審査しているのか分からなくなる。したがって、その時の記載のまま今回提出するように申し伝えた。また、覚えておられるか分からないが、以前下水道事業に係る事前評価において、耐震性能を保持するため基本計画・基本設計・実施設計の各段階を経て3年の期間を要するとの説明があった。その時には、地震対策として緊急に施さなければいけない時になぜそれだけの期間を要しているのかと言ったことがあった。それで今回の案件でも、このようにいい加減な基本計画ならば、その段階は必要ないのではないか、あるいは基本計画と基本設計を一緒に行えば良いのではないかと伝えた。常にそのようにするわけにはいかないが、このようにいい加減なことをするぐらいなら、お金がない時に常に3年の期間を費やすことは止めた方が良くと提案している。このことは制度やルールの変更に關わることのため、当委員会の委員長として建築局長に直接申し上げたい希望があることを伝えてもらうように依頼した。本日は、市会に出席する関係で本委員会への臨席は適わないと建築局から先の説明があった。確かに、工事を発注する時には積算をしなくてはならない、また事業の予算を事前に組まなければいけないなどそのプロセスは十分理解できるが、何に対しても3年をかけて行うことなのかと大いに疑問である。時間が長くかかることが、いろいろな問題を引き起こし、コストもかかるため、機械的にそうするのではなく、その場に応じて臨機応変に対応していくべきではないかと思う。また、この記載にある基本計画段階で階高を云々という文章を、恥ずかしいと思わないのか。建築のプロがこのようなことを書くわけがないので、少なくとも事業実施局の緊張感が足りないか、規律が完全に緩んでいるか、そのどちらかだろうと感じた。以上が経緯の説明である。では、質問等あればどうぞ。

（望月委員）平成25年度の事前評価時の事業費は約26億円の計画であったが、令和元年度の事業完了時の結果として事業費は約39億円になっており、その差額の13億円、39億円の1/3が増加している。事業費が増加した理由は調書（案）2ページに「新築工事費約9億円、解体工事費約2億円、仮設リース料約2億円、その他約1億円、計14億円の増加となり、増減併せて約13億円の増となりました」と記載がある。これは本当にこれで良いのか。先に委員長から説明があったこともあるが、財政の立場から言うと、基本計画段階で事業費が約26億円を、見直しせざるを得なく事業費が1/3も増加するということでは、そもそも事前評価に諮ったものは何なのかとなる。厳しい言葉になるが、杜撰な計画あるいは評価であったと言わざるを得ない。本案件

では、既存施設である労働福祉会館を建て直す計画となり、建替後は長期間利用し、特に健康福祉局で地域住民の生活に対し様々な支援を行い福祉の向上を図る重要な行政施策の一つだと思う。この増加した 13 億円は市民が負担するのである。財政の立場では、「血税」であるとの話を頻繁にする。自分のお金で 13 億円となれば大変な金額だと分かるはずである。したがって、実際に行政を担う皆さんは更に緊張感を持ち業務に従事してもらいたい。またこのことは反省してもらいたいと思う。

(室田委員) 一つ質問だが、計画変更の定義では、どの程度変更することが計画変更に値するのか。何か基準はあるのか。どこまでいけば計画変更となり、本委員会に諮ることになるのか。その基準、又は考え方、方針でもあれば教えてもらいたい。

(建 築 局) 所管の部局としては、事務局と調整し、必要なことは報告することが必要と思い、先ほど説明させて頂いた。具体的にどの程度ということは所管の部局としては考えを整理できていない。

(室田委員) しかし、森地委員長や望月委員も述べられたが、自分もこのことは大きな変更だと思う。事業・工事では毎回変更ということは有り得るかもしれないので、どの程度であれば大きな変更になるのか目安となることでも明確にしておく方が良くと思う。

次の質問をしたい。先の説明では住民参加し様々な意見が出たから計画変更したという趣旨に聞こえたが、住民参加をした結果として様々な要望が出てくることは当然のことと思う。その結果として様々なことを全て施設の機能として付け加えていくと当然事業費は膨らむ一方になる。住民参加というのは、そもそもそのような意見を全て聞くためにすることではなく、その中から反映すべき内容を順位付けし、どの程度どのような部分に反映すれば最も効果的に住民の希望も適えられ、かつ行政側の様々な政策的・財政的観点などと両立可能かの折り合いをつけることが極めて重要だと思う。したがって、先の説明では住民参加をした結果と聞こえたことが気になった。もしそのような住民参加の仕組みであったのであれば、その仕組み自体を見直すことが必要だと思った。

(石川委員) 室田委員の意見、特に計画変更とはどこまでどのような基準で判断するのかを明確化することが、今回の反省点というよりも、今後に向けた前向きな改善になると思う。計画変更する場合はどのような時に変更するのか、またその際どのような手続きを踏むのかをしっかりと決めた方が良く。そうでなければ、今回のことが曖昧になる気がする。また、先の説明で計画が変更にならないように気をつけると言われたことに懸念がある。事前評価の時までに、例えば、住民の意見を聞くことや実現する計画に極力近づけること、早期に作成することに注力し、先の議論であったように何に対しても対応してはいけないこともあるが、その一方で、当委員会の事業評価の際に指摘されるため計画を変更できないという対応も好ましくない。したがって、事前評

価の前までに極力実現性の高い計画を作成し、その後当委員会の事前評価に諮ること、さらに、計画変更はどのような時にするのかをしっかりと検討することが、今後に向けた前向きな対応になると思う。

(事務局) 先に頂いた意見についてだが、一度事前評価した事業の総事業費が、どのくらい変更した場合は再評価を行うかという基準は、特に定めていない。事業の計画変更があり、その際、直ちに再評価に諮るのか、あるいはある程度計画の方向性が定まり、委員会で審議頂くための内容が具体的に提示可能となった状態で諮るのか、様々なことを調整しなければいけないため、この場で結論を出すことは厳しいと考えている。今回頂いた課題は検討させてもらいたい。

(建築局) 先に各委員から発言があったように、まずは事前にしっかりと検討することと、設計の際は行政として、あるいは建築職として丹念に折り合いをつけるということも、我々の計画段階で行うことの手腕だと考えている。その辺もしっかりとしていきたいと思っている。

(委員長) 本事業は対象ではないが、環境影響評価法が10年以上前に改正された際、改正事項のひとつとして「計画段階配慮事項についての検討」が義務付けられ、公共事業においては基本構想段階から住民等が意見を表明できる場を設け、事業計画に反映させるパブリック・インボルブメント(P I)の手法を用いるように改めて法律で定められた。したがって、本事業の設計段階で初めて住民に意見を聞き、設計が変更したということは奇異である。しかもこの施設は元々あった施設のため、実際に利用している人はここで様々な便宜を受ける人であり一般市民ではない。したがって、誰から出た意見か分からないが、この施設でボランティアとして働いておられる人か、あるいはここで便宜を受ける人の意見と、この施設のある地域住民の意見とは全てが同じではないという気がする。可能性として、この施設における機能を利用する需要が将来的に減少した時に別の機能として利用できるようにした方が良いとの意見が一般市民からあったのかもしれないが、先の説明であった住民参加の「住民」とは、何を意味しているのか。

(建築局) 寿地区で生活されている方たちである。更に地域で活動している方も一部加わり意見交換をした。

(委員長) そうすると先に委員から意見があったように、もっと豪華にしてくれという意見が次々と出てくるのは当然だ。それを全て受け入れることはやはりおかしいだろう。

(建築局) 寿地区が港湾労働者の街から高齢者の街へと変わり、様々な障害を持つ方が住む街に変貌してきている。我々が事前にしっかりと把握し計画すれば良かったという指摘は十分理解をしているところであるが、地域住民が今後の街の変化に合わせて施設も変わっていけるようにしてほしいという意見が出て、それにより階高を設備等が改修しやすいように見直したものである。各委員が発言されたように、基本計画段階でしっかりと検討し、住民と適切

に意見交換をして、当委員会に事前評価を諮ればこのような事象も防げたのではないかと猛省しているところである。

(委員長) だから、積算だけするのであれば、そもそも基本計画は必要ないだろう。

(建築局) 委員長の指摘のとおり、基本計画の手続きに不手際があったと反省している。申し訳ない。

(委員長) 分かった。それから望月委員から先に1/3と発言があったが、そうではなく、26億円の事業費から13億円が増えたので5割増しである。これは設計変更なんてオーダーではない。本事業は本当に問題だと思うので、これで結構だというわけにはいかない気がする。したがって、本事業の計画は、事業費が5割増加し、更に基本計画段階で設備が十分に分かっていなかった、住民の意見を聞いていなかったということがあり、基本計画が杜撰である。事前評価の段階で基本計画の資料が整っていなかったのか。

(建築局) 基本計画を基に事前評価を諮った。

(委員長) 分かった。1点目として、基本計画の段階から事業費が5割増えるような内容で事前評価に諮られたことは問題であり、また基本計画段階で設備が分からない、あるいは住民の意見を聞いていないことは、明らかに基本計画段階のミスである。したがって、今後はこのようなことが絶対ないようにすべきであり、またなぜこのようなことが起こったのかを建築局で精査すべきだということを意見として申し上げたい。

2点目として、いろいろと問題があるかもしれないが、基本計画・基本設計・実施設計と3段階に3年を費やすことを機械的に必ず行うルールは止めた方が良く強く思う。庁内に建築の技術者がいるにも関わらず、全てコンサルタントに委託し3年かけて機械的に各段階を行っている。しかも庁内における手続きが極めて杜撰であったこの結果は極めて深刻である。したがって、設計の手順としてルールだからという理由で3年を費やすことは、今後臨機応変に変えられるようルール変更した方が良く。

(中村委員) 委員長に1点伺いたい。委員長が述べられたとおりであり、自分はこの案件の事前評価の時に委員をしていたのだが、事前評価は基本的に提示された資料に基づき審議し、その内容を妥当として事業を進めてもらうことになっていたと思うが、過年度の事前評価における一連の行為にも課題があるのか、あるいはそこは問題ないのか。

(委員長) 委員会に提示された資料の記載内容を疑うわけにはいかない。

(中村委員) そのとおりだと思う。だから、先の委員長の話で、しっかりとした資料で事前評価を今後審議していくということで、過年度の事前評価の結論が不適切であったということではないことで良いか。

(委員長) 少なくともこの案件についてはそのとおりだと思う。

(中村委員) 了解した。

(建築局) 1点だけ説明したい。この寿町のプロジェクトの基本計画段階で地域の方々と意見交換はしていた。ただし、その後、プロポーザルで設計者を選定

し、ワークショップを開き再度意見を聞いたということであり、2段階で意見を聞いた状態になっていた。ただ、委員長が述べられたように、基本計画段階で意見交換しているにも関わらず、階高が変更するような計画のまま進めてしまったということ、不十分な点大変申し訳なく思っている。

(委員長) もう一つ、設備も分かっていなかったということではなかったのか。

(建築局) そのとおりである。浴場など設備の計画も基本計画段階で十分詰められなかったということ、委員長の指摘のとおりである。

(委員長) だから基本計画の体を成していないのである。事業費が5割も増加するのであるから、ほとんど何もしていないに等しいだろう。物価の上昇に伴い事業費が1割や2割増えることとは違い、事業費が5割増加するような基本計画に意味があるとは思えない。少なくともこのまま結構ですと通せる話ではないと思うので、内容としては先に話したとおり、1点目として、事業費が5割増加したこと、あるいは、基本計画段階で設備や住民の意見などしっかりと取り入れていない極めて杜撰な計画であった。したがって、今後は基本計画をもっとしっかりとすべきである。

2点目として、少し個人的な思いが強すぎるかもしれないが、何に対しても3年を費やすようなルールを持っていること自体が奇異に感じる。したがって、ある時は3年を費やさなければいけないかもしれないが、ある時は2年でもでき、極力コストダウンを図るような手続きの仕組みにするべきである。この2つの附帯意見を付け、この事後評価を終了したい。事務局で確認を願う。

(事務局) 委員長、再度整理させて頂きたい。今の話は意見具申ではなく、附帯意見で良いか。その場合、後日どのように意見に対する回答を差し上げれば良いかを示唆頂きたい。

(委員長) 意見具申である。要は、市長にしっかりと申し上げることである。

(事務局) 何に対しても基本計画・基本設計・実施設計の3段階で3年を費やさずという話は、この事業だけに対する話ではなくなるため、本事業の意見具申としては不相応ではないかと懸念する。ただ、事業費が5割増加したなどの部分に対しては、本事業における事象であるため、その意見具申は相応しいと思う。

(委員長) しかし、明らかにこの段階でこの基本計画は意味がなかったわけだから。

(事務局) それでは、本事業に関してはという意見具申ということで良いか。

(委員長) いいえ、違う。なぜ3年を要したのかと先に質問したら、ルールがそうなっているとの返答であったので、そのルールを機械的に適用するなど言っているのである。

(事務局) 基本的に国からも示されている公共建築事業の手順として、最初に基本構想・計画があり、次に基本設計があり、その後実施設計という流れを横浜市も踏襲している。

(委員長) それは法律ではないため関係ない。明らかに無駄なことを行っている場合

は、直して当然である。国がやっていることはやりますというのは、説明になっていない。

(事務局) それでは、意見具申として2点頂いたことについて、建築局と事務局で調整し、次の公共事業評価委員会において意見具申への対応報告を行うことで良いか。

(委員長) 結構である。事務局に再度確認を願う。

(事務局) 審議事項である寿町総合労働福祉会館再整備事業について、委員会の審議の結果、事後評価を妥当とする。また、意見具申として、基本計画段階から事業費が5割増加したことをどのように考えるのか、また基本計画・基本設計・実施設計の3段階を3年費やし全て型どおりすることは止め、改めた方が良いとの趣旨である。

(委員長) 事後評価の結果としては、妥当しか選択できないのか。建築局の行為が不適切であるため、妥当ではない。ただし、事後評価を再度実施してくださいということではない。どうすべきか。

(中村委員) 完成した施設の機能に関する評価と、基本計画から事業完了までに至るプロセスに関する評価があると思う。施設には不適切なところは特段ないが、プロセスには問題があったということが、事後評価の結論だと思うがどうか。

(委員長) それでは、施設としては十分評価できる事後評価であった。ただし、プロセスには問題があり、その点で事後評価として問題があったとする。事務局、再度確認を願う。

(事務局) 表現方法を委員長と再度相談させて頂きたい。

(委員長) はい。

(事務局) 計画・設計プロセスは良くなかったが、完成した施設の評価は妥当とする。

(委員長) 本案件については以上

2(2) 港南区総合庁舎整備事業について

(市民局) 議事Ⅱ 2(2)について説明

(委員長) 質問等あればどうぞ。

(望月委員) 本事業は、事業期間が1年延期したにも関わらず、総事業費では減少できている。これは当然のこととは思いますが、本案件が総合庁舎に関することであり、行政側も経験を積み建設に習熟していることがあったと思う。その上であえて言うが、位置取りが肝要である。どのような形で各施設・設備を配置するか工夫することにより、デッドスペースを極力減らし、効率的な設計変更を行うことでこれだけ大きな建設費の節約に繋がっている。事業期間が1年延期したことにより生じたインフレスライドや工期延長に係る支払いが想定外であったことも含め、事前評価時の総事業費の範囲内で施設建設が完成できることは、この建設に関して上手に行っていると思う。理由としては、戸塚区総合庁舎が完成した際に現地で内覧し、機能的に工夫し、市民が利用

しやすいと同時にコストダウンも図ることができていたことを確認した経験がある。このような公共事業を継続してもらいたい。したがって、先の説明では若干の問題があったとのことであるが、評価としては、このような公共事業を今後も進めていただきたいとなる。

(鎌田委員) 事業効果の発現状況の一つとして、施設全体の水使用量を比較し、本事業前より事業完成後は湧水を利用し4割強の水量を賄うことができていることを先に説明されたが、そのことに関してコスト削減の観点から具体的な金額が分かればよりアピールになると思うので教えてもらいたい。

(市民局) 金額は算出できていない。申し訳ない。

(鎌田委員) 望月委員の発言にもあるとおり、事業として非常に上手くいっており、様々な工夫もしているため、コスト面でも削減額が具体的に示せれば更に良いと思うので、今後はその辺もアピールして頂きたい。

(中村委員) 評価に関しては、各委員が先に発言されたことに賛同する。1点だけ確認したい。事業期間が1年延期した理由の杭工事完了後の確認検査でコンクリートの充填不足が判明し再施工したことは、稀有なものと認識して良いか。頻繁に発生することではないと思うので、今回は稀有な例であり、偶さかコミュニケーションも足りないことが要因で起こってしまったとの理解で良いか。

(市民局) はい。稀なケースである。単純にコミュニケーションの問題だけではなく、第一工区の請負人の技術的な検討の不十分さ、工事監理体制の確保の不十分さに加え監督員とのコミュニケーション不足など様々な要因が複合的に重りこうした結果となったことを市として非常に残念であり、以後十分に気をつけていきたいと思っている。

(中村委員) このようなことは極めて珍しいということ、またその原因がしっかりと分かっており、コミュニケーション以外にも請負人・施工会社の部分であってもその事前チェックが必要だということを説明頂いたので大丈夫である。

(委員長) 事前に事業実施局へ伝えたことが1点ある。杭のコンクリートの充填不足により1年遅れたのだが、第一工区建築工事の請負人の受注額は約7億円とのこと。そして先に説明があったように工事の一時中止及び工期延長による損失額は約3億円である。請負人に対し請負契約約款に基づき請求した賠償請求額は遅延損害金として約1,160万円。つまり、受注額が7億で、仮に粗利(売上総利益)が1割だとすると7,000万円となり、1,000万円ぐらい取られても全く影響がなく、賠償請求額は極めて小さい。その賠償請求額については、市で弁護士と相談のうえ契約約款上これ以上の額は請求できないとの判断に落ち着いた、またこれを裁判にかけると余計にコストもかかるとの話であった。以上が報告である。そして、調書(案)4ページの今後に向けた検討項目・改善点の欄の記載を見てもらうと、2段落目の「施工不良は」から「考えております」までは、事前に説明を受けた際には記載がなかった。この追加した部分は事実関係なので、今後に向けた検討項目・改善点として

は、表現の仕方を再考すべきである。むしろ対応方針(案)の欄に記載すべきではないか。このような損失が発生した時、しかるべき額を得ることができるように契約約款を検討した方が良い。ただ、何に対しても工事を遅延したら、その為に生じた3億円を全て請負人から取ると会社を潰してしまうので、そのような話ではないが、3億円の損失に対して、遅延損害金が1,100万円だといかにも軽い。この点は変更した方が良いということを伝えた。このことは対応方針(案)の欄に記載した方が良いと思うが、これは今後に向けた検討項目・改善点の欄に書くべき内容なのか。

(事務局) 書き方の問題と思うので、対応方針(案)の欄に記載していても問題はないと考える。

(委員長) 具体的には書けないだろうが、少なくとも賠償請求額が損失額あるいは受注額に対して過少に思われるため、契約時にそのようなことに対し適正な保証、損失補填が適うような形に変えるべきだということを記載してはどうかと思う。文章は事業実施局と事務局で考えてもらいたい。

(事務局) 検討させて頂く。文章の書き方は検討後、委員長に報告し、了解が得られた後に調書として公表する。

(委員長) 本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。

(委員) 良い。

(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

2(3) 学校施設の建替事業(戸塚小学校)について

2(4) 学校施設の建替事業(矢向小学校)について

2(5) 学校施設の建替事業(菊名小学校)について

2(6) 学校施設の建替事業(吉原小学校)について

2(7) 学校施設の建替事業(今宿小学校)について

2(8) 学校施設の建替事業(つつじが丘小学校)について

(委員長) 学校施設の建替事業の学校別の事前評価となるため、一括で説明と審議をしたいと思う。

(教育委) 議事Ⅱ 2(3)～(8)について説明

(委員長) 意見等あればどうぞ。

(横田委員) 防災と事業費の関係についていくつか質問したい。

1点目として、戸塚小学校や矢向小学校では内水氾濫のリスクが比較的高く、両校の調書(案)4ページに「必要に応じて調整池等を整備します」と記載されているが、この調整池等の整備に要する費用は、総事業費に後から加わることになるのか、あるいは都市整備のための別事業として考えているのか。

2点目として、小学校は地域防災拠点となるため、地盤の高さに関しては盛り土をした方が安全だという考え方もあると思うが、その一方で盛り土を

するとその盛り土周辺の土地の地盤高にもよるが、内水氾濫の高さや範囲が懸念される部分もある。トレードオフの関係にあると思うが、そのような地域防災拠点としての整備の考え方があれば教えてもらいたい。

3点目としては、矢向小学校では調書（案）2ページに記載がある総事業費に屋上緑化を計上しているが、平米 1.38 万円を約 1,000 平米として約 1,380 万円と比較的安価ではないかと思う。防災対策の一環として屋上緑化は雨水対策に有効であり、降雨を屋根に少しでも一時的に貯めることができれば、地域に対する安心になると思う。土壌の厚みが薄い屋上緑化では保水性能が低く、その厚みを少し上げるだけでも効果があるような気がしているのだが、そのような対策の費用とスペックの関係をどのように考えているのか。また、盛り土や擁壁がある場合の点検や対策に関する考え方を教えてもらいたい。

（教育委）まず1点目の調整池は関係部局と協議中であり、必要であれば設けることになると思う。現段階では、必要かどうかは明確になっておらず、協議次第となる。

2点目の盛り土は、自分の敷地を守るには有効と思うが、戸塚小学校の近隣に建設中である中外製薬の研究拠点の土地で盛り土をしたことにより、地元住民とトラブルが生じていることがあるため、盛り土は厳しいと考えている。基本は、クリティカルな施設を2階以上に上げることで、仮に1階が浸水したとしても機能は維持するという考え方で内水氾濫や洪水による浸水が想定される場所には対応していきたいと考えている。

3点目の矢向小学校の屋上緑化は、緑化率の確保のため屋上を緑化せざるを得ないことによるものである。それが治水にどれくらい効果があるのか我々も不勉強で分からないが、仮に有効であれば、何かしら上手く治水にも資するような形で整備できればと思う。また斜面の点検は今回の学校だけでなく、ほかの学校でも日常的にまずは学校の管理者がしっかり見た上で、必要に応じ更に専門的な点検を行うこととしている。状態監視を基本とし、問題があれば、何らかの対応をすることとしている。

（横田委員）1点目に関しては、調整池がどの段階でこの事業に盛り込まれるのか。事業費には加味されていないと思うが、そのような施設の予算計上の仕方として、事前評価の調書（案）に入っていないのか。

（教育委）もう少し設計を進めていかないと明確にならない部分があるため、それによっては事業費が増加する可能性はあると思う。

（横田委員）学校建替えの計画に防災対策の盛り込みが薄い感じがする。地域防災拠点に対して、盛り土を施すことも困難な状況の中、2階に重要なものを上げるだけで、果たして安全性が確保できるのかということ、また建替工事の際に、例えば盛り土や法面、擁壁に対する工事の影響に関する中間的な点検を実施しておかなくて良いのかということ、そのような後でリスクになってくるようなことに対する事前の投資という面で、もう少し計画的に実施した方が良

いと思う。その中に緑活用も一つあると思うのだが、屋上緑化を単に緑化面積を稼ぐためだけに費やすコストとはせず、環境性能をある程度見込み、このスペックで良いという説明がされるような環境活用をしてもらいたい。そのような意味では、屋上緑化のように環境にも防災にも貢献するところに対して適切にその機能を見込む計画を立てることが良い。

(田中委員) 2点質問がある。災害に対する対応の話が出ていたが、1点目は、例えば戸塚小学校では洪水の影響もあるため、2階以上に様々な拠点が設けられているなど一定の配慮はされていると思うが、水害のリスクが今後増加していくことを考慮すると、事業継続をしながら防災拠点としても機能する状況が、高い頻度で発生するのではないかと思う。したがって、防災拠点として地域に活用されている間に教育活動を再開できるのかという観点からどのような配慮がされており、適切に供用が可能かどうかについて教えてもらいたい。

2点目は、今後児童数が増加し、床面積を増加しなければいけない学校では特にそのようになるかもしれないが、建替えを行う学校の校舎の配置は多くが口の字型の配置となる平面計画になっていたと思う。口の字型の校舎は、環境面で考えると、通風が取り難く機械設備に多くを頼るような建物にならざるを得ないとの印象を持っている。そうすると、供用後の運用コストや環境面では、通常の平行配置のようなIの字型の計画と比較して相当変わるという印象がある。そこで、例えば、建物の高さを上げ床面積を確保する方法が取れないのか、また口の字型の配置が供用後も考えたうえで妥当なのかという辺りをどのような判断で計画しているのか教えてもらいたい。

(教 育 委) 例えば戸塚小学校など洪水による災害リスクのある学校は、洪水が想定される時は、防災拠点に至るまでの経路自体が危険になるため、基本的に防災拠点として利用しない。現時点では、地震で一旦避難している状態に水害が発生したような場合でも、最低限の安全性が確保できるようにすることを考えている。そのようなことを行っているので、基本的に継続して教育活動を再開することはその先の運用の話と思っている。このような学校を防災拠点とどのように両立させるかということは課題があると思っている。ただし、基本的に避難者は体育館を利用し、児童は教室が利用可能であれば、何とか継続的に可能と思うので、例えば水が引いてある程度継続できるようになった段階で、運用しながら校舎を上手く利用して頂く必要があると思う。機械室などを2階以上に上げたのは、そこが水に浸かってしまうと機械を交換するまで長期間要するため、仮に水が引いても使用できない状況になってしまうことや、職員室も重要な書類があるため、それが浸水すると教育活動の継続ができなくなってしまうからである。

次に、口の字型の配置ではIの字型に比べて通風が取り難いことはあるが、その一方で、最近ではZEB (Net Zero Energy Building の略称) 化など省エネ性能も求められており、口の字型の配置のような一体形状の校舎の

方が省エネという意味では有利に働くと考えている。機械換気に頼る形にはなってしまうが、こうした形式の方が省エネ性能は高められる側面もあり、最近の傾向としてはこのような配置の学校が増加している。さらに、教育環境として可能な限り学年のまとまりを重視する考え方があり、以前だと I の字型の校舎に教室が廊下に沿い横に並ぶような形状が良いとされてきたのだが、現在はどちらかというと学年毎に教室をまとめた方が教育的には良いとの考え方になってきている。そのため、そのような考え方も踏まえ、最近では一体形状の校舎を造る傾向が強くなっている。

高さについては、市内は住居系用途地域が多く、高さ制限が厳しいため、既存の校舎が 3 階から 4 階建てになっているが、その階数が上限となってしまうためこれ以上高くすることは困難である。そのため、平面的にある程度一体的な形で造っていくようにならざるを得ないところがある。市内の小学校では校庭の面積が十分確保できていない学校が多いのだが、校庭を可能な限り広く確保したいということもある。

(田中委員) 災害時の発災後における事業継続については問題がないのではないかといいことで、実際には通学路や校庭から校舎までのアクセスを適切に図るなど敷地内の建物の配置への配慮かもしれないので、ある程度理解できた。もう一つの口の字型の校舎における教室だが、ZEB という話もあったが、ある意味、口の字型にすると完全に空調に頼った建物になるということのため、春や秋の中間期にも空調に頼らないといけなくなることが想定される。したがって、必ずしも ZEB を考えた時に合理的なのかということでは、そのような文献が仮にあるのであれば提示・参照してもらいたいと思うが、採光の条件も悪くなる教室が増えるため、必ずしも良いことばかりではない。またエネルギーの面でも良いことはそれほど多くはないと思うため、懸念がある。その辺りのこともまだ ZEB 化した学校が多くは出てきていないため、検証結果を見つつ、今後の小学校の建替え計画に反映してもらいたい。

最後に、口の字型に固執するわけではないが、口の字型に変わった学校を利用したことがあり、利用者にとっては動線が分かり難く、スムーズに迷うことなく誘導するためにサイン計画を適切に実施しなければ地域防災拠点として校舎の一部や体育館以外を使用する際、外部の人間には利用しにくいこともあると思う。その点の配慮も計画の中に盛り込んでもらいたい。

(石川委員) 防災の観点から簡潔に 3 点話したい。

初めに、これまでの各委員からの話にも関連するのだが、学校再開に関して事業継続の話がありその中で上手く利用するという趣旨の発言があったようだが、文部科学省から令和 2 年 3 月に「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」が出ている。ご存じだと思うが、良い事例が多数具体的に掲載されており、その中で避難者と生徒の動線の分け方も具体的に示されている。そのような資料も見て検討すると良い。

次に、戸塚小学校は洪水による浸水想定では敷地の大部分で最大で 5 m 未

満の浸水が想定されるので、変電室や職員室等を2階以上に設置すると説明があったが、2階にするか3階にするかは慎重に決めた方がよい。戸塚小学校の洪水による浸水深を考えた時に何階にすれば良いのかしっかりと検討してもらいたい。また、例えば戸塚小学校を水害の時には避難所として利用しないが、複合災害に関しては関係があるので、機械室や職員室等は2階か3階にするとの説明があったと思うが、災害時に避難所へ来ないように周知していても実際には来てしまう方達もおられることが多いので、その時に安全が確保できるようにしておくことも大事だと思う。これも先述の事例集に記載されている。例えば、アプローチの仕方では、津波の場合は屋上への外階段を使用することが多いが、水害の場合は使用して良いかどうか、また実際に分かりやすく要援護者の方たちのバリアフリーも含め避難者や児童生徒の動線をどのようにすれば良いのか十分検討してもらいたい。今回の小学校は防災上検討すべきところが多数あるため、繰り返しの発言となるが、この機会を利用し、小学校の防災上の問題や避難所としての活用に関して検討してもらいたいことを希望する。

最後に確認だが、先に田中委員の話にもあったが、学校のアプローチでは、菊名小学校の調書（案）5ページの整備イメージ図から入口が南側からとなることで良いか。

（教 育 委）南側と北側に道路がある。

（石川委員）土砂災害では地震の時にがけ崩れもあるだろうし、水害の場合のがけ崩れもあると思うので、調書（案）6ページの土砂災害ハザードマップを見ると土砂災害警戒区域であるイエローゾーンや土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンが敷地近くに掛かるようである。学校のアプローチとして何とか大丈夫なのか。

（教 育 委）かろうじて大丈夫である。

（石川委員）要は、学校に入る時に入口が土砂崩れに巻き込まれることがないかである。

（教 育 委）北側のアプローチとして道路があるが、付近がレッドゾーンに掛かるため最悪その場所が崩れると道路を塞いでしまう可能性がある。それに関しては斜面の状態を見てからの話になってくると思うが、レッドゾーンに係るため、また学校敷地内であるため、何らかの対策を今後検討していきたいと考えている。

（石川委員）南側のアプローチでも正門付近の東側にレッドゾーンが掛かるため、避難してくる間で土砂崩れに巻き込まれたりしないように、北側と共に検討してもらいたい。

（委 員 長）これまでの議論をまとめたい。基本的には、事業実施が妥当であるということが良いか。また意見具申だが、多くの委員から防災拠点としての設計上の配慮が十分なのかという話があった。例えば、設計上の配慮、アクセス、そして話は出ていないが緊急時の対応物資の保管、あるいは建替工事中の閉鎖された時にその防災拠点はどうするのか、また屋上緑化の保水機能の話、

	<p>さらに設計上の配慮としては、スフィア基準を満たしていない避難所が日本では多いので、これに対応するようなことがある。先述の事例集にも記載されているのではないかと思うが、1人当たり最低3.5平方メートルの居住空間、プライバシーを保てる間仕切りを設ける工夫など世帯ごと独立性、避難が長期化する場合には約20人当たり1基のトイレの個数などが「スフィア・ハンドブック」や内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に記載されている。</p> <p>先の議論で遊水池の話題の時に、協議をしてからという話があった。これは一つ目の審議案件の時にも言ったが、基本計画時になぜ庁内の協議をしていないのか。設計が決まらなるとどれぐらい貯留できるかなどの詳細は出てこないということはもちろんあるが、少なくともその協議はできるはずである。したがって、防災対策については、先述の項目を明記し、基本設計の段階でしっかりと検討することを意見として付けることで良いか。</p> <p>(委員) 良い。</p> <p>(委員長) それでは、本案件は妥当とし、意見具申は先述のとおりとする。文言は後日事務局から委員長に確認することとする。本案件は妥当とする。本件の審議については以上</p> <p><u>3 その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回委員会の開催について <p>(委員長) 事務局からその他あるか。</p> <p>(事務局) 特にありません。</p> <p>(委員長) 本日の議事は以上</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第・座席表・委員名簿 ・資料① [事後評価] 寿町総合労働福祉会館再整備事業の調書など一式 ・資料② [事後評価] 港南区総合庁舎整備事業の調書など一式 ・資料③ [事前評価] 学校施設の建替事業（戸塚小学校）の調書など一式 ・資料④ [事前評価] 学校施設の建替事業（矢向小学校）の調書など一式 ・資料⑤ [事前評価] 学校施設の建替事業（菊名小学校）の調書など一式 ・資料⑥ [事前評価] 学校施設の建替事業（吉原小学校）の調書など一式 ・資料⑦ [事前評価] 学校施設の建替事業（今宿小学校）の調書など一式 ・資料⑧ [事前評価] 学校施設の建替事業（つつじが丘小学校）の調書など一式 <p>2 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の会議録は、委員に確認後、委員長に確認する。 ・本日の審議結果等の資料は、委員長の確認で確定する。